

茨城県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 茨城県外国人介護人材獲得強化事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、厚生労働省「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」別添28-3-1「外国人介護人材獲得強化事業実施要領」（令和7年2月18日社援発0218第3号の別紙）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う介護サービス事業者等に対して支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 介護施設等

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする高齢者や障害者に対する福祉サービスを事業として実施し、介護人材を雇用又は雇用しようとする施設又は事業所をいう。

(2) 介護サービス事業者

前号に定める介護施設等を設置する法人等をいう。

(3) 外国人介護人材

特定技能1号（介護）等の在留資格を取得し県内介護施設等において就労する外国人材をいう。

(4) 介護福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定される学校又は養成施設をいう。

(5) 日本語学校

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）により告示された日本語教育機関をいう。

(6) 留学生

将来県内の介護施設等で就業するために介護福祉士養成施設又は日本語学校に留学する外国人学生をいう。

(7) 送出機関

外国人介護人材の送出国において人材を確保・育成するなどして日本に送り出すことを業として行う機関をいう。

(補助金交付の対象となる者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、第5条に定める事業を実施する者とする。

- (1) 茨城県内の介護施設等において特定技能1号等の外国人介護人材を雇用しようとする介護サービス事業者
 - (2) 自らが設置する介護福祉士養成施設又は日本語学校において前条に規定する留学生を育成しようとする法人等
- 2 前項の規定は、自己又はその役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。
- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者
 - (2) 前号に規定する者に対して資金等を提供し、又は便宜を供与している者
 - (3) 県税に滞納がある者

(補助金交付対象事業及び対象経費)

第5条 この補助金の交付対象事業は、前条に定める者が行う次の各号のいずれかの事業とする。ただし、複数の都道府県で介護施設等を運営する法人等が、同一年度内に、茨城県以外の都道府県又は都道府県が委託する法人等に対し、同様又は類似の補助金を申請した場合には、当該事業を対象外とする。

- (1) インド等外国人介護人材の送出国におけるマーケティング活動等の情報収集
外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うために実施する送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等
 - (2) 海外現地の学校や送出機関との関係構築・連携強化
外国人介護人材を円滑に確保することを目的に行う海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動及びそれに付随して必要となる宣材ツールの作成等
 - (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
更なる外国人介護人材の確保を促進するために行う以下ア～ウの活動
 - ア 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集
 - イ 日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動
 - ウ 上記取組を実施するための宣材ツールの作成
- 2 前項の各号に定める事業に係る経費であっても、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助対象から除外する。
- (1) 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者等に支払う手数料
 - (2) 食費、観光施設等利用料、治療費（海外保険料は除く。）等の個人に帰属する経費
 - (3) 補助事業者又は当該事業者が設置する介護施設等の職員以外の者の旅費（業務の一部を外部団体等に委託する場合の委託費に含まれる場合を除く。）

(補助額)

第6条 補助額は、原則1法人あたり50万円を上限とし、予算の範囲内で補助を行う。なお、1法人あたりの補助額に1,000円未満の端数が発生した場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を行うときは、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別途通知する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付の決定をするものとし、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 この補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業について次条に定める内容の変更を行う場合には、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が年度内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(内容の変更)

第10条 前条第1号における内容の変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の内容を変更し、又は廃止すること。
- (2) 支出額を増額すること。
- (3) 事業に要する経費の配分又は内容について、交付決定があった金額の20パーセントを超えて変更すること。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業の遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、規則第21条に定める調査等を実施する。なお、補助事業者は、調査に協力しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、交付決定に係る補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適切であると認められるときは、当該補助事業に係る補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定の有無に関わらず、それまでに当該補助事業者に対して交付決定した本補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が第4条第1項の規定に該当しない又は同条第2項の規定に該当することが判明したとき
- (2) 補助事業者が第9条各号の規定に反したとき
- (3) 申請に係る事業が外国人介護人材の確保に資する取組と認められないとき
- (4) 提出書類又は公表資料等に虚偽の内容が含まれていたとき
- (5) この要綱が定める提出書類又はその付属書類に不備があり速やかな是正がなされないとき
- (6) その他、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したとき

2 知事は、同条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、返還させるものとする。

3 前項により補助金の返還を指示された補助事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、規則第18条第1項に規定する割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の納付)

第15条 当該年度分の補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

附則

この要綱は、令和7年8月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年1月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。